

認証官任命(二名)

内閣人 第六六号

起案 令和六年四月六日

裁可	上奏	决定
令和	令和	令和
年	年	年
月	月	月
日	日	日

公布	施行
令和	令和
年	年
月	月
日	日

内閣官房長官 菊

内閣官房副長官

内閣総務官

岸森屋



閣

内閣總理大臣

五

岸森屋



閣

松本国務大臣

五

内閣官房副長官



閣

小泉国務大臣

五

岸森屋



閣

上川国務大臣

五

岸森屋



閣

鈴木国務大臣

五

岸森屋



閣

盛山国務大臣

五

岸森屋



閣

伊藤国務大臣

自見

内閣總務官



閣

人事官に任命する

土生栄二

(四月二十五日)

內閣

(案)

内閣人第 号
令和6年月日

衆議院議長

参議院議長

} あて（各通）

内閣総理大臣

通 知

下記のとおり発令いたしました。

記

土生栄二

人事官に任命する

(4月25日付)

履歴書

現住所

は ぶ えい じ
土 生 栄 二
昭和三七年七月二一日生

昭和六一、

平成一四、

二四、二〇、一七、一六、

九七七八七八四三

東京大学法学部卒業

厚生省採用

厚生労働省大臣官房総務課企画官

同 同 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策官

内閣官房内閣參事官（内閣総務官室）

厚生労働省老健局振興課長

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

医政局国立病院課長

現職なし

現職なし

内閣官房内閣審議官（内閣総務官室）

同 内閣総務官室内閣総務官

（併）内閣官房内閣人事局人事政策統括官
厚生労働省大臣官房総括審議官

同 大臣官房長

老健局長

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

（命）内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長

退職

現職なし

令和元年三〇、四、二、一、九、七、六、八、七、七、九、七

今二十六日本院は人事官に土生栄二君を任命することに同意した。
よつてここに通知する。

令和六年三月二十六日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

衆議院議長 頷賀福志郎

衆議院事務総長 岡田憲



今二十八日本院は人事官に土生栄一君を任命することに同意した。
よつてここに通知する。

令和六年三月二十八日

内閣総理大臣 岸田文雄殿

参議院議長 尾辻秀久

参議院事務総長 小林史武



国家公務員法（抄）

（昭和二十二年十月二十一日 法律第二百二十号）

（職員）

第四条 人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

② 人事官のうち一人は、総裁として命ぜられる。

〔第三項及び第四項 略〕

（人事官）

第五条 人事官は、人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本

位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に關し識見を有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を経て、内閣が任命する。

② 人事官の任免は、天皇が認証する。

③ 次の各号のいずれかに該当する者は、人事官となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は第四章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者

三 第三十八条第二号又は第四号に該当する者

④ 任命の日以前五年間において、政党の役員、政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力を有する政党員であつた者又は任命の日以前五年間において、公選による國若しくは都道府県の公職の候補者となつた者は、人事院規則で定めるところにより、人事官となることができない。

⑤ 人事官の任命については、そのうちの二人が、同一の政党に属し、又は同一の大学学部を卒業した者となることとなつてはならない。

（宣誓及び服務）

第六条 人事官は、任命後、人事院規則の定めるところにより、最高裁判所長官の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

② 第三章第七節の規定は、人事官にこれを準用する。

（任期）

第七条 人事官の任期は、四年とする。但し、補欠の人事官は、前任者の残任期間を在任する。

② 人事官は、これを再任することができる。但し、引き続き十二年を超えて在任することはできない。

③ 人事官であつた者は、退職後一年間は、人事院の官職以外の官職に、これを任命することができない。

(人事官の給与)

第十条 人事官の給与は、別に法律で定める。

(総裁)

第十一条 人事院総裁は、人事官の中から、内閣が、これを命ずる。

② 人事院総裁は、院務を總理し、人事院を代表する。

③ 人事院総裁に事故のあるとき、又は人事院総裁が欠けたときは、先任の人事官が、その職務を代行する。

(人事院会議)

第十二条 定例の人事院会議は、人事院規則の定めるところにより、少なくとも一週間に一回、一定の場所において開催することを常例としなければならない。

[第二項から第六項まで 略]

(人事院の職員の兼職禁止)

第十五条 人事官及び事務総長は、他の官職を兼ねてはならない。

附 則 (抄)

第二条 第五条第五項に規定する大学学部には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に規定する大学学部及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に規定する専門学校を含むものとする。